

福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園の指定管理者の募集に関する要領

1 指定管理者の募集

福岡県では、公の施設である福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園（以下「施設」という。）の管理をお願いする指定管理者を募集します。

指定管理者を希望する団体は、この「募集要領」を熟読のうえ、申請書に必要書類を添えて、県へ応募してください。

なお、指定管理者制度については、この要領に定めるもののほか、次の規程を参照してください。

- (1) 地方自治法
- (2) 個人情報保護に関する法律
- (3) 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例
- (4) 福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園規則

2 施設の概要

- (1) 名称
福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園
- (2) 所在地
福岡県大野城市曙町2丁目4番18号
- (3) 施設の設置目的
障がい者の自立を支援し、就労の機会の提供その他必要な訓練を行うことを目的とする。
〔福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第5号）第十五条〕
- (4) 活用目標
サービス利用者数の増加を目指す
施設入所：32.0人/日、生活介護：12.8人/日、
就労継続支援B型：30.4人/日（年間平均）
- (5) 土地建物
敷地面積：5,813.08㎡
建物構造：鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積：2,053.67㎡
- (6) 施設の概要
別紙「施設の概要」等参照
- (7) 避難所等の指定
施設は避難所に指定されていませんが、災害時の状況によっては、事後的に大野城市から避難所として指定される可能性があります。このため指定管理者は、あらかじめ県及び大野城市と協議のうえ、役割分担等について取り決めを行ったうえで必要な対応を行うこととなります。

3 指定管理者が行う業務

（詳細は別添の「福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園の管理状況等について」を参照してください）

- (1) 障がい者の職業能力及び社会適応力の回復に必要な訓練並びに支援の実施に関する

ること。

- (2) 施設利用者との契約に関すること。
- (3) 施設利用に係る支援費の請求及び利用者負担額徴収に関すること。
- (4) 敷地、建物、工作物及び樹木の一体的な維持及び保守に関すること。
- (5) 施設設備の修繕に関すること。（事前に協定等を締結し、両者で確認のうえ、実施することとします。）

※ 業務の再委託

業務の一部を第三者に委託する場合は、具体的な業務内容等について事業計画書に記載してください。その場合、県内の経済活性化及び企業育成のため県内の中小企業を優先して活用してください。

※ 県は、「NPOセルフセンター福岡」（県内の障がい者施設で組織）と協力して、障がいのある方等による、国立国会図書館の蔵書デジタル化業務を行う「就労支援の場」を本施設に開設しています。この就労支援の場における作業に従事する障がい者の支援及び作業に係る工程管理等に協力することが必要です。

4 物品等の使用

指定管理者に対し、施設の管理業務に必要な物品等は無償で貸し付けます。指定管理者は、物品等の使用及び保管については善良な管理者の注意義務をもって行ってください。

5 管理に関する基準

(1) 利用の平等

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではいけません。また、不当な差別的取り扱いをしてはいけません。

なお、指定管理者及び施設に従事している者は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成28年1月福岡県訓令第1号）を踏まえ、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実に行之、その社会的障壁の除去に可能な限り努めることとします。

(2) 秘密保持義務

指定管理者及び施設に従事している者は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはいけません。指定管理者の指定期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従業者の職務を退いた後においても同様です。

(3) 休館日

あけぼの園は施設入所支援を行っているため休館日を設けていません。

(4) 利用時間

通所の利用時間は、9時から16時とし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）で定めた日は、休業日とします。

6 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

ただし、この指定期間は、議会の議決により確定します。

また、指定期間内であっても、管理を継続することが適当でない認めるときは、指定を取り消すことがあります。

7 応募（申請）資格

指定管理者に応募しようとする者は、次に掲げる(1)及び(2)の要件を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く社会福祉法人であること。
- (2) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合があります。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者。

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者。

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの。

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの。

8 選定方法

(1) 選定基準

概ね次のような基準で選定を行います。

大項目	中項目	小項目
公共性（公益性）の確保	管理運営方針等	県の方針の反映、組織体制
		施設事業との関連、関係団体との連携
施設利用及びサービスの向上	平等利用、利用者の視点	平等利用の確保の仕組み、考え方
	利用の促進	事業の展開
		広報・PR対策
		福祉サービス向上策の提案
		教育・研修システム
経営（収支）改善	サービス・利便性の維持向上	相談や苦情への対応
		安全対策、危機管理
経営（収支）改善	収支の改善 経営の効率化	収入の確保
		総人件費

		今後の収支改善計画
		経営の効率化
職員確保方策及び健全な財政基盤	職員の確保方策	労務管理、職員確保、人員配置計画
		業務引継時の雇用対策
	健全な財政基盤	経営等の状況
		資産等の状況
施設管理上の個別事項	その他の特記事項	個人情報保護、情報公開
		入札参加制限等
		業務実績等（類似施設の管理実績等）

※ 大項目毎に得点が6割に満たないものがある場合は選定対象としない。

(2) 選定方法等

応募のあった事業計画書等の提案書類について、ヒアリング等を実施したうえで評価し、福岡県指定管理者選定委員会の意見を聴いて、指定管理者の候補を選定します。

なお、応募団体名及び選定結果の概要については、公表します。

9 指定管理者の指定及び協定等の締結

(1) 指定議決

指定管理者の指定にあたっては、あらかじめ議会の議決を要します。

その内容は、①施設の名称、②指定管理者の住所・団体名、③指定期間です。

(2) 協定等の締結

議会の議決を経て、指定を通知した後に、県と協定等を締結していただきます。

協定は、指定期間中の基本協定と、毎年度の管理経費等を定める年度協定の2本立てとなります。

- ・事業計画に関する事項
- ・再委託に関する制限
- ・責任分担
- ・業務報告（定期報告）
- ・事業報告
- ・損害賠償
- ・秘密の保持
- ・その他必要な事項

10 管理運営経費に関する事項

施設の管理運営に要する経費は、利用料収入等をもって充てるものとし、詳細は、県と指定管理者が協議して定めます。

なお、利用料収入は、指定管理者の収入となります。

令和9年度の最初の利用料収入が6月以降となるため、4月、5月については、自己資金で運営する必要があります。

11 ネーミングライツ（命名権）

福岡県では、一部の県有施設にネーミングライツを導入し、その収入は、より県民が利用しやすい施設とするための整備に活用しているところです。

現在、ネーミングライツを導入する対象施設の拡大を検討しており、今回、指定管理

者を募集する福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園についても、指定期間内にネーミングライツを導入する可能性があります。その場合、看板の掲出等で指定管理者が行う業務に影響を及ぼすことがありますので、指定管理者は、必要に応じて関係者との協議や調整等にご協力ください。

1.2 指定管理者と県の責任分担等

福岡県と指定管理者との責任分担は概ね次のとおりとし、詳細は協定等で定めます。

	福岡県	指定管理者
物価や金利・為替の変動に伴うコスト増		○
施設の保守点検・維持管理（軽微な修繕を含む）		○
施設設備の大規模修繕	○	
事故・火災による施設の損傷・施設利用者の被災による責任	協議事項	
建物共済加入（火災、自然災害等による損害）	○	
施設賠償責任保険加入		○
包括的な管理責任	○	

※ ただし、表に定める事項に疑義を生じた場合又は表に定めのない事項については、福岡県と指定管理者の協議のうえ、責任の分担を決定するものとする。

1.3 事業報告書の提出

毎事業年度終了後、指定管理者は施設の管理の業務に関する事業報告書を提出しなければなりません。

事業報告書に記載する主な事項は、次のとおりで協定等に定めます。

- ① 管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 管理経費及び料金収入の実績

また、四半期ごとに定期業務報告書（利用実績、収支状況等）を提出しなければなりません。

1.4 調査、指示及び監査等

(1) 調査、指示等

福岡県は、指定管理者による施設の管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができます。

(2) 監査

福岡県の監査委員等が福岡県の事務を監査するのに必要があれば、指定管理者に対して出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求められる場合があります。

(3) その他

指定管理者は、施設の利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等を実施し、利用者の意見・苦情等の聴取に努め、その結果と業務改善への反映状況について県に報告してください。

1.5 引継業務等

指定管理者は、施設の管理運営を開始するまでの間に十分な準備を行うとともに、現管理運営団体から引継を受けるものとします。令和9年3月31日末における利用者については、引き続き施設を利用継続することができるよう引き継ぐものとします。

なお、管理運営を開始するための準備経費及び引継に要する経費については、福岡県は負担しません。

16 指定の取り消し等

指定管理者が必要な指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定管理者の指定の取り消しにより、福岡県に損害が発生するときは、福岡県は、その損害の賠償を請求することができるものとします。

17 応募（申請）書類

次の書類について、「ふくおか電子申請サービス」を利用し、データでの提出をお願いします。PDF 化が難しい等の理由により、データによる提出が難しい場合は、事前にご相談ください。

《ふくおか電子申請サービス》

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=BO1201&shinseiEdaban=01>

上記サービスにて応募（申請）する際に提出先を選択する必要があります。当施設の申請書類の提出先は「企画管理・給付係（障がい福祉課）」ですので、「企画管理・給付係（障がい福祉課）」を選択の上ご応募ください。

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支計画書
- ④ 応募資格を持たない者に該当しない誓約書
- ⑤ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類）
- ⑥ 登記事項証明書
- ⑦ 役員の名簿及び履歴を記した書類
- ⑧ 過去3年間の事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- ⑨ 法人の事業計画書及び収支予算書（申請書提出日の属する年度）
- ⑩ 県税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑪ 類似・関連施設の事業を行っている場合は、その運営実績を記した書類
- ⑫ 暴力団排除に係る県警への照会書（電子データも合わせて提出）
- ⑬ 指定管理業務従事職員の社会保険等加入状況報告（誓約）書
- ⑭ 共同事業体協定書兼委任状

※①、④、⑬、⑭の書類への押印は不要です。

※⑭は共同事業体を結成し、応募する場合のみ必要です。

※必要に応じて追加書類を求めることがあります。

18 申請期間（書類の受付期間）

令和8年7月21日から令和8年9月18日までの9時00分から17時45分まで
（土曜、日曜、祝日を除く。）

なお、本件の応募に関する一切の費用については、申請者の負担となります。

19 現地説明会

開催日時：令和8年8月4日（火） 14時30分～（受付14時～）

場 所：福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園

大野城市曙町2丁目4番18号（092-501-0324）

申込方法：法人名及び参加希望者名（各団体3名まで）を明記の上、郵送又はFAX、電子メールのいずれかにより、7月30日（木）までにお申し込みください。

なお、応募（申請）を行う場合は、必ずこの説明会に出席してください。

20 応募（申請）に関する質問

受付期間：令和8年8月5日から令和8年9月4日まで

受付方法：質問票（様式自由）に記入の上、FAX又は電子メールで提出して下さい。

FAX：092-643-3304

E-mail：shogai@pref.fukuoka.lg.jp

回答方法：質問者にはFAX又は電子メールにて回答するとともに、回答については、随時福岡県庁ホームページにおいて公表します。

21 申請書類の提出先及び問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉こども政策部障がい福祉課企画管理・給付係（行政棟南棟2階）

電話：092-643-3262、FAX：092-643-3304

E-mail：shogai@pref.fukuoka.lg.jp

22 今後のスケジュール

概ね次のようなスケジュールで手続きを進めます。

R8年 8月 4日 現地説明会

R8年 9月18日 申請書類受付締切

R8年 9月 下旬 書類審査、ヒアリング

R8年10月 下旬 指定管理者選定委員会

R8年11月 上旬 指定管理者の候補者内定

R8年12月 下旬 指定議決

R9年 1月 指定管理者の指定の告示

R9年 3月 県と指定管理者との間で協定締結

R9年 4月 指定管理者による管理開始